

歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の概要

2023年7月



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care

医療事故防止事業部

歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の概要

1 経緯

2017年度、歯科分野の医療事故やヒヤリ・ハット事例の収集・分析を行う事業として、本事業の前身となる「歯科医療事故情報収集等事業」が厚生労働省により開始された。システム構築および保守・運用、データの収集・分析、評価などは日本歯科医師会に委託され、歯科診療所 940 施設が参加し、386 件の報告があった。

2018年度、同事業は、日本医療機能評価機構が運営する医療事故情報収集等事業との統合を含めた見直しが行われ、2019年度には、歯科医療機関よりヒヤリ・ハット事例を収集する「歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業」として事業を構築する方向となった。また、一般社団法人日本歯科医学会連合において「歯科医療機関ヒヤリ・ハット事例収集・分析等のあり方に関する検証事業」実行委員会（厚生労働省委託事業）が開催され、歯科におけるヒヤリ・ハット事例の報告項目が検討された。

2020年度には、厚生労働省より、「歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 実施要綱」が示されるとともに、日本医療機能評価機構が事業の運営主体となることとなった。

日本医療機能評価機構では、2021年度に歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業検討会議を開催し、報告項目や事業運営の骨子を検討した。2022年度より、システムの構築や実施体制の検討など運用開始に向けた準備を進め、2023年10月より歯科診療所の参加登録および事例の収集を開始することとなった。

2 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の概要

【1】事業の目的

全国の歯科診療所から報告されたヒヤリ・ハット事例を集計・分析し、その結果を広く歯科診療所や国民へ提供・公開することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的とする。

【2】事例の収集

(1) 対象医療機関

本事業に参加を希望する歯科診療所を対象とする。

(2) ヒヤリ・ハット事例として収集する情報の範囲

- ① 医療に誤りがあったが、患者に実施される前に発見された事例。
- ② 誤った医療が実施されたが、患者への影響が認められなかった事例または軽微な処置・治療を要した事例。但し、軽微な治療とは、消毒、湿布、鎮痛剤投与等とする。
- ③ 誤った医療が実施されたが、患者への影響が不明な事例。

(3) 収集する事例

- 歯科治療・処置に関する事例
- 薬剤・処方に関する事例
- 医療機器(機械・器具)に関する事例
- 検査に関する事例
- 歯科技工に関する事例

報告期限は、事例を認識した日から原則として1ヶ月以内とする。

(4) 報告方法

事例の報告はインターネット回線（SSL 暗号化通信方式）を通じ、Web 上の専用報告画面を用いて行う。報告方法は、報告画面に直接入力する方法と、指定フォーマット（XML ファイル）を作成し、ファイルを登録する方法がある。

【3】事例の分析・提供

(1) 集計・分析

公益財団法人日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部において行う。

(2) 集計・分析結果の提供

本事業の報告書及びホームページ（<https://www.med-safe.jp/dental/>）を通じて、関係者や国民に情報提供する。

3 運営体制

歯科診療所から事例を収集する第三者機関としての中立性・科学性を担保し、事業の円滑な運営を図るために以下の委員会や部会、事務局を設置している。

【1】医療事故防止事業 運営委員会

医療全般、安全対策などの医療専門職や一般有識者などで構成し、本事業の活動方針の検討及び活動内容の評価を行う。

【2】歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 総合評価部会

歯科に関する医療安全や安全対策の専門家、医療専門職等で構成し、報告書（案）等を総合的に評価・検討する。

【3】事務局

日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部内に設置し、本事業の運営、報告書（案）の作成や事例の公表など事業の各業務を担う。